

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 (案)に係るパブリックコメント実施要領

1. 目的

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)について、皆様のご意見をお伺いするものです。

2. 背景

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例は、平成13年4月に施行後、平成20年10月に行った改正から9年が経過しました。

墓地等を取り巻く環境は、高齢化や核家族化の進展に伴い、都市部では納骨堂の需要が増加しており、住宅街における納骨堂の建設計画を巡って、近隣住民との紛争が各地で見受けられます。

本市の条例では、墓地に関しては住宅からの距離要件等が規定されていますが、納骨堂に関してはそのような規定はなく、住宅地内であっても、一定の条件が揃えば建設が可能となっており、今後、市内で建設が予定された際に、近隣住民とのトラブルが懸念されています。

3. 趣旨

墓地や納骨堂の建設において、近隣住民とのトラブルを防止するため、近隣住民への周知方法、説明会の開催や協議を義務付ける条項を新たに追加するなど条例の改正を行います。

4. 条例の改正(案)

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)のとおりです。

5. 改正(案)等の公表

(1) 閲覧場所

ア 環境政策・放射能対策課(市役所第1庁舎2階)

イ 情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)

ウ 市内各出張所、各公民館、おおたかの森センター、各図書館、生涯学習センター(流山エルズ)、クリーンセンター

(2) 流山市ホームページ

6. 意見等を提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

7 . 意見等の募集期間

平成 2 9 月 1 1 月 2 2 日 (水) ~ 平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日 (木) 【必着】

8 . 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式 (任意様式も可) に住所、氏名を明記し、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面を持参のいずれかの方法で提出してください。

9 . その他

(1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理した上で条例策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、環境政策・放射能対策課 (市役所第 1 庁舎 2 階)、情報公開コーナー (市役所第 1 庁舎 2 階) 及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。

(2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱いません。

1 0 . 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市 環境部 環境政策・放射能対策課
(市役所第 1 庁舎 2 階)

TEL 0 4 - 7 1 5 0 - 6 0 8 3

FAX 0 4 - 7 1 5 0 - 6 5 2 1

電子メール kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp